第4 施策の方向性

○ 障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、総合的・複合的に施策を推進

総合的・複合的な施策の推進

障害者文化芸術推進法に定める11の施策

鑑賞の機会の拡大

創造の機会の拡大

作品等の発表の機会の確保

芸術上価値が高い作品等の評価等

権利保護の推進

芸術上価値が高い作品等の販売等 に係る支援

文化芸術活動を通じた交流の促進

相談体制の整備等

人材の育成等

情報の収集等

関係者の連携協力

第2期基本計画の主な施策項目

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 文化施設における障害者に配慮した**利用しやすい環境整備**の推進
- 障害者の文化芸術に対する**アクセシビリティの向上**等
- あらゆる地域で**文化芸術活動に触れる機会**の創出・確保
- 文化施設・社会教育施設における利用しやすい運営の促進
- ○権利保護に関する知識の普及と意識の向上
- ○企業等を含むアートの需要の裾野の拡大
- 情報共有・意見交換の促進に向けた広域的・全国的なネットワークづくり
- 文化芸術による子供の育成
- ○地域における相談体制の整備
- 文化施設において専門的な対応ができる人材の育成・確保
- 教育機関等との連携
- 学校卒業後における**生涯を通じた障害者の学びの支援**の推進
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
- ○大阪・関西万博における共生社会の実現に向けた取組の発信等
- 障害者の文化芸術活動に関する多様な情報の収集·発信·活用
- ○客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化

等

第5 おわりに

- 第2期の基本計画期間においては、障害者文化芸術活動推進有識者会議の意見を聴きつつ、中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔 軟な対応に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを進める必要がある
- 障害者による文化芸術活動の推進は未来への投資であり、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現に資する

資料: 文部科学省、厚生労働省